

子ども医療費の推移

(単位：千円)

年 度	対 象 者 数	医 療 給 付 状 況		
		件 数	費 用 額	うち市単独事業分
平成 19年度	552	8,920	17,338	-
20年度	906	12,773	21,809	2,513
21年度	2,186	17,022	31,488	11,181
22年度	2,222	25,131	48,238	25,620
23年度	2,251	27,158	53,957	29,529
24年度	2,172	25,007	48,705	19,662
25年度	2,132	23,191	47,367	8,971
26年度	2,013	22,279	45,531	8,664
27年度	1,909	22,266	46,212	8,578
28年度	1,874	22,619	46,385	8,727
29年度	1,797	21,333	43,144	8,560
30年度	1,708	20,529	41,474	8,483

※ 平成18年9月1日、県補助対象が義務教育就学前児童の入院に拡大され、平成20年4月1日から市単独で通院も対象とする。その後平成20年9月1日、県補助対象となった。これと同時に、入院時の食事療養費に係る標準負担額を廃止する。平成21年9月1日、市単独として義務教育就学前から義務教育修了まで拡大する。この時、名称を乳幼児医療費から子ども医療費に変更する。その後市単独として、平成22年9月1日所得制限を撤廃した。平成24年9月1日、県補助対象が小学校修了までの児童の入通院に拡大される。平成24年9月1日、県補助対象が小学校終了までの児童の入通院に拡大される。

資料：市民課